

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、経営理念のもと、企業価値の最大化に向けて、全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的に成長し、発展していくことをめざしています。

そして、その実現には、国際社会から信頼される企業市民として、公正で透明性の高い経営活動を展開することが重要であり、以下の5点を基本方針に掲げ、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいきます。

1. 株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使に係る環境整備や権利保護に努めます。
2. 株主以外のステークホルダー（お客様、仕入先、従業員、地域社会等）と、社会良識をもった誠実な協働に努めます。
3. 法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。
4. 透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主とは、当社の長期安定的な成長の方向性を共有した上で、建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

本欄に記載すべき事項はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社が行う自動車部品事業や住生活関連事業において、今後も成長を続けていくために生産・開発・販売等の過程において、様々な企業との協力関係が必要と考えています。そのため、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に必要な場合に、政策保有株式として保有しています。また、取締役会で主要な政策保有株式につきまして、そのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行っております。

2. 議決権行使に関する基本方針

議決権の行使は、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、当該投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、中長期的な企業価値の向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社は、会社法等に基づき、取締役会の承認を得なければ、当社役員が利益相反取引を行ってはならない旨を取締役会規則等で定めており、その取引実績については、関連法令に基づき、適時適切に開示しています。また、主要株主等との取引を行う場合には、取引の重要性の高い取引について、取締役会にて内容の確認を実施しています。なお、主要株主等との取引条件については、市場価格、総原価を勘案して希望価格を提示し、毎期価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しています。

【原則3－1. 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社では、2012年4月に、グループで共有する新たな成長シナリオ「AISIN Group VISION 2020」を発行し、グループのめざす姿を「かけがえのないグローバルパートナー」としました。

具体的には、「世界各地域に根付き、自立した事業を展開するグループ」「環境・安全で世界になくてもならないグループ」「世界の多様な人材が働きがいを持てるグループ」「CSRで世界の模範となるグループ」という4つのあるべきグループ像に向けて全力を注いでいきます。

その上で、ビジョン実現をめざした取り組みとして、「グローバルな事業体制の確立」「コア事業の競争力確立」「第二の柱となる新たな事業の創出」「強固な収益体質の実現」「グローバルでのCSR活動の推進」の5つを確実にやり切っていきたいと考えています。

なお、当社ホームページ（URL：<http://www.aisin.co.jp/>）において、経営理念、AISIN Group VISION 2020（めざす姿と経営目標）を掲載しておりますのでご参照下さい。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定

当社の取締役報酬は、月額報酬と賞与により構成した報酬体系としています。月額報酬については、職責や経験、また同業他社の動向を反映させた報酬としています。また、賞与については、各期の連結営業利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社の動向、および中長期業績や過去の支給実績などを総合的に勘案の上、検討しています。社外取締役・監査役は独立した立場で経営の監視・監督機能を担う役割のため、賞与の支給はありません。非常勤取締役・監査役の報酬は、職責、他社の動向を反映させた報酬としております。

決定するにあたっての手続きとしては、社長、担当副社長および社外取締役が報酬審議会にて、上記方針に従い検討しています。

4. 経営陣幹部選任、取締役・監査役候補指名

当社の取締役・監査役候補の指名に関しては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しています。

指名および選任にあたっての手続きとしては、社長、担当副社長および社外取締役が役員人事審議会にて、上記方針に従い検討しています。

5. 個々の選任についての説明

個々の選任理由に関しては、当社ホームページ（URL：<http://www.aisin.co.jp/>）の株主総会招集通知に記載しています。

【原則4－1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4－1(1)

当社では、取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資など、取締役会規則に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置づけています。

また、業務執行機関として、経営委員会や執行委員会等の会議体を設け、重要課題の審議の充実をはかるとともに、企業行動倫理委員会や危機管理委員会など、組織横断的な各種会議体を設け、重要課題に対して様々な観点からの検討・モニタリングを行い、適正な意思決定に努めています。

その上で、取締役は、経営方針の策定と、それに基づく業務執行の監督を主務とし、執行役員（専務役員、常務役員）が業務執行の役割を担い、機動的な意思決定を行っています。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、長期安定的な成長と発展に寄与するように、平成26年6月18日開催の定時株主総会にて社外取締役2名を、平成28年6月17日開催の定時株主総会にて社外取締役1名を追加選任し、合計3名の社外取締役となりました。従来同様、これまでの経歴で培われた専門的な知識・幅広い経験等を当社の経営に活かして頂いています。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

【原則4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4－11(1)

当社取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、的確・迅速・公正な意思決定が行われるよう努めています。その実現のため、当社取締役会は、当社が属する業界の内外を問わず高度な専門性を有する者を社外取締役に複数選任すること、また、効率的な連結経営を意識し、主要な子会社の取締役を当社取締役に選任することなど、様々な方策を総合的に勘案し、取締役会の多様性及び全体としての知識・経験・能力のバランスが当社にとって最適で確保されるよう努めています。また、定款にて取締役の数を15名までと定め、迅速な意思決定を行うよう努めています。

補充原則4－11(2)

当社取締役・監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めています。また、当社は、毎年事業報告にて各取締役・監査役の重要な兼任状況について開示しています。

補充原則4－11(3)

当社取締役会は、複数の社外取締役をメンバーに加えることにより、取締役会としての判断や会議の運営など、取締役会全体の実効性を担保していくよう努めています。また、社外取締役の意見・要望を聞き、取締役会にて取り入れることで、更に実効性を高めていくよう努めています。取締役会全体の実効性について、社外取締役を含む全ての取締役に対する意見調査等を実施し、その結果に基づき、分析・評価を行い、改善に努めています。

【原則4－14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4－14(2)

当社では、社外者を含め、取締役および監査役に期待される役割と責務を全うできる者を選任しています。それを踏まえ、内部昇格による新任役員については、経営者として習得しておくべき、法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図っていきます。社外取締役・社外監査役については、会社の事業や機能等を理解していく活動を実施していきます。また、就任後の知識更新の機会として、情報交換・相互研鑽の場を設けていきます。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指したビジョンを策定し、当社の経営方針を分かりやすい形で明確に説明し、株主の理解が得られるよう努めています。

1. 株主との対話全般については、経営管理部門（財務・経理系）の担当役員が統括しており、決算説明会をはじめとした様々な取組みを通じて、建設的な対話が実現できるよう積極的な対応を心掛けています。
2. 経営企画・財務・経理・広報・技術企画等の部署およびグループ各社等の関連部署との連携によるIRコミッティーを実施し、IR情報の共有・知識の共有・IRの方向性の検討・開示資料の作成等を積極的に進めています。
3. 個別面談以外の対話の手段としては、年4回決算発表後にアナリスト・投資家向けに決算説明会、国内外の証券会社カンファレンスを活用した会社説明会等を実施しています。また、投資家からの要望をもとに工場見学会などを実施しています。
4. 株主との対話を通じて把握した株主の意見・懸念等は適宜集約し、取締役会で報告し、経営陣および関係部門へフィードバックし、情報の周知・共有を行っています。
5. インサイダー情報の管理に関する規定・役員内規を策定し、管理しています。決算発表前の期間は、サイレント期間とし、投資家との対話・取材を制限しています。その他社内にインサイダー情報が発生する際には、インサイダー情報の登録管理台帳に関係者が署名し、インサイダー情報管理の徹底をはかっています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	65,558,549	22.25
株式会社豊田自動織機	20,711,309	7.03
株式会社デンソー	12,964,922	4.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,418,600	4.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,876,200	3.01
東和不動産株式会社	6,344,791	2.15
日本生命保険相互会社	6,300,090	2.14
三井住友海上火災保険株式会社	4,250,000	1.44
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,100,000	1.39

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林 敏雄	学者											
原口 恒和	他の会社の出身者											
浜田 道代	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 敏雄	○	——	東京大学生産技術研究所教授、一般財団法人日本自動車研究所代表理事・所長等を歴任され、その経歴を通じて培われた専門的な知識・幅広い経験等を当社の経営にいかしていただける。また、独立役員の属性として、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識している。
原口 恒和	○	——	財務省理財局長、金融庁総務企画局長等を歴任され、その経歴を通じて培われた専門的な知識・経験に加え、イオンフィナンシャルサービス株式会社等における経営者としての経験・見識を当社の経営にいかしていただける。また、

			独立役員の属性として、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識している。
浜田 道代	○	——	名古屋大学法学部教授、公正取引委員会委員等の経験を経営に活かしていただける。また、独立役員として、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識している。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	7 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から、監査計画概要、四半期レビュー経過および年度の監査実施状況について定期的に報告を受けるほか、会計監査人が行った子会社等への監査結果の確認や、実査への立会いおよび面談などにより、会計監査人と相互連携をはかっています。

内部監査については、ERM部監査室に11名が在籍し、リスク評価結果を踏まえた監査計画を作成し実地監査を行っています。当社内部監査規程に基づき、本社各部門、営業所、工場、研究所および国内外子会社の業務の適法性や、業務管理・手続きの妥当性など、内部統制システムの整備運用状況全般について実地監査を行い、取締役へ報告しています。また、ERM部は監査役、監査役室と必要随時、相互に情報交換を行うなど、緊密な連携をはかっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤 光久	他の会社の出身者													
小林 量	学者													
高須 光	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 光久		――	トヨタ自動車株式会社取締役副社長等、経営者としての豊富な経験および幅広い見識で監査していただける。
小林 量	○	――	名古屋大学大学院法学研究科教授であり、法律の専門家として学問的な見地から監査をしていただける。また、独立役員の属性として、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識している。
高須 光	○	――	公認会計士の資格を有しており、財務および会計の専門家としての見地から監査をしていただける。また、独立役員の属性として、中立・公正な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認識している。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

2011年8月までストックオプションを付与しておりましたが2012年以降は付与していません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役、その他
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

その他には、当社の執行役員（専務役員、常務役員）が該当します。
2011年8月まで既付与済みのストックオプションについて行使権利が失効していない対象者です。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書は、当社のホームページにも掲載し、公衆の縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役および監査役のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しています。
各取締役の報酬額は、取締役会にて一任された代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

毎月、監査役連絡会を行い、常勤監査役から社外監査役に対して、取締役会上程議案の事前説明、重要会議の内容についての情報提供などを行っています。また、監査役を補佐する専任のスタッフを置く監査役室を設置し、社外監査役の監査活動を補佐しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役制度を採用し、社外監査役3名を含む5名の監査役で取締役の職務執行ならびに当社および国内外子会社の業務や財政状況について監査を実施しております。

内部統制システムとしては、取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資など、経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置づけており、原則として毎月1回開催しています。また、取締役会の下部機構として、経営委員会や執行委員会等の会議体を設け、重要課題の審議の充実をはかるとともに、企業行動倫理委員会や危機管理委員会など、組織横断的な各種会議体を設け、重要課題に対して様々な観点からの検討・モニタリングを行い、適正な意思決定に努めています。

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役および監査役のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しています。各取締役の報酬額は、取締役会にて一任された代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しています。賞与については、株主総会の決議により、取締役の賞与総額を決定し、各取締役の賞与額は、取締役会にて一任された代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役は経営方針の策定と、それに基づく業務執行の監督を主務とし、執行役員（専務役員、常務役員）が業務執行の役割を担い、機動的な意思決定を行っています。

また、当社は監査役会を設置し、社外監査役3名を含む5名の監査役で取締役の職務執行ならびに当社および国内外子会社の業務や財政状況について監査を実施しており、コーポレート・ガバナンスの有効性の確保に向け、現状の体制としています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年度実施: 6月17日
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、期間投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	要約した英文の招集通知を作成した上で、東京証券取引所ホームページにおける、当社についての上場会社詳細(基本情報)上などに提供しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後にアナリスト・投資家向け会社説明会を行っています(年4回)。また、個別取材については、随時対応しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.aisin.co.jp/investors/settlement/ にて掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署(担当者)の設置 広報部、経営企画部、経理部にIR担当者が数名おります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業市民として積極的に社会的責任を果たして行くことを経営の基本におき、これを「アイシングループ企業行動憲章」として定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「経営理念」に「社会・自然との共生」を掲げ、企業として成長をはかるとともに、社会の一員として積極的に社会責任を果たしていくことを経営の基本姿勢においております。主な活動は、『アイシンレポート(経営年次報告書)』にて報告しています。又、環境保全活動については、当社ホームページ http://www.aisin.co.jp/csr/ にて紹介しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示については、社内規程により、子会社を含めた内部重要情報の管理、適時開示についての体制および手続きを定めています。その社内規程に基づき、各会議体での議案、当社および子会社で発生した重要情報については、即時に情報管理責任者に報告されることとなっています。報告を受けた情報管理責任者は、「判定会議」を招集し、その情報の重要性および適時開示の必要性を判断し、代表取締役へ報告するとともに適時開示の措置をとっています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の「内部統制の整備に関する基本方針」は、以下の通り定めています。なお、その運用状況につきましては、毎年、取締役会にて報告しており、必要に応じ内容の見直し、変更を行う体制をとっています。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、経営理念や企業行動憲章に基づき、法令および定款に適合することを確保するための体制整備に努める。

A 企業行動倫理や取締役に必要な法知識をまとめた解説書等を用い、役員就任時等の研修の場において、取締役が法令および定款に則って行動するよう徹底する。

B 業務執行にあたっては、取締役会、経営委員会等に加え、各種委員会・審議会等組織を横断した会議体で総合的に検討したうえで意思決定する。

C 企業行動倫理に関する委員会を設置し、法令および企業行動倫理遵守に向けた方針と体制について審議・決定する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程ならびに法令に基づき、各担当部署に適切に保存および管理させる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

A 危機管理に関する委員会を設け、全体的なリスクの把握・評価と重点的に対策すべき事項など、リスク管理に関する重要な方針および体制について審議・決定する。これに基づき、リスクの未然防止などの事前対応活動と万一危機が顕在化したときの事後対応活動を行う。

B 財務報告の正確性と信頼性を確保するために、業務プロセス等におけるリスクの特定および文書化を行うとともに、定期的に統制活動の実施状況を評価する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

A 中長期の経営方針および年度毎の会社方針を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行う。

B 取締役と執行役員(専務役員・常務役員)による役員制度により、取締役は経営方針に基づいて執行役員(専務役員・常務役員)を指揮監督するとともに、執行役員(専務役員・常務役員)に各部門における執行の権限を与えて機動的な意思決定を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

A 企業行動倫理に関する委員会の方針に基づき、企業行動倫理に関するガイドの配布や法務教育・階層別教育等を通じて、従業員に対しコンプライアンスの徹底をはかる。

B コンプライアンスに関わる問題および疑問点に関しては、企業行動倫理相談窓口等を通じて、情報の早期把握および解決をはかる。

C 内部監査部門による継続的な実地監査を行う。

6. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

A グループ共通の基本理念と企業行動憲章に基づき、法令および定款に適合することを確保するための体制整備に努めるとともに、人的交流等を通じてその浸透をはかる。

B 経営企画部門内に子会社の管理機能を設け、各社の事業活動について計画および実績を把握し、各社の業務の効率性の確保に努める。

C 企業集団としての会議体等や機能部門毎の定期および随時の情報交換により、グループ各社への情報展開および業務の適正性確保のための体制整備に向けた助言および支援を行う。

D 子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社から定期的に報告を受け、また必要な資料の提出を求める。

E リスクマネジメントに関する基本的な考え方、事前対応活動、事後対応活動についてまとめたガイドブックを作成し、グループレベルの会議体や研修等を通じて、グループ全体への浸透をはかる。各子会社に対しては、重点的に対処すべきリスクの評価結果や、発生した重要なリスクについて報告することを求める。こうした体制を通じて集約された情報を踏まえ、危機管理に関する委員会では、企業集団全体を視野に入れ、リスク管理に関する重要な方針および体制について審議・決定する。

F 内部監査部門等による、子会社の業務の適正性に関するモニタリングを行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専任部門を設置し、使用人を置く。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の人事については、事前に監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得る。

9. 監査役への報告に関する体制

A 取締役は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するほか、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告を行う。

B 取締役、執行役員(専務役員・常務役員)および使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業の報告を行うほか、必要に応じ子会社の取締役からも報告を行わせる。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者については、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう適切に対処する。

11. 監査役の職務執行について生ずる費用の確保に関する事項

監査役の職務執行に必要な費用については、当社がこれを負担する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

A 取締役は、監査役監査の実効性を高めるため、監査役の重要会議への出席や重要文書の閲覧、工場・子会社の実地監査、会計監査人との会合等の監査活動に積極的に協力する。

B 内部監査部門は、監査役との連携を密にし、監査役に対し内部監査結果の報告を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、以下のとおりであり、「アイシングループ企業行動憲章」の一つとして定め、役員をはじめ全従業員に周知しています。

(1) 基本的な考え方

A 役員から従業員一人ひとりに至るまで、強い遵法意識を持つと同時に、社会良識を備えた善良な市民としての行動規範を確立するよう努める。

B 役員自ら、反社会的勢力、団体に対して毅然とした態度で臨むことが企業の倫理的使命であり、企業活動の健全な発展のために不可欠の条件であることを強く自覚し、企業としてそれらの勢力、団体との関係を決して持つことのないよう厳しく戒める。

C 従業員の反社会的勢力、団体との個人的関係の生成やその助長を防止するため、企業をあげてそれらの勢力、団体とは一切関係を持たない。

(2) 反社会的排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力の排除に向け、対応統括部署(総務部)を設置するとともに、拠点毎(各工場など)に不当要求防止責任者を選任している。また、「暴力追放愛知県民会議」や「愛知県企業防衛対策協議会」への参画などにより、反社会的勢力に関する情報の収集し、「不当要求マニュアル」に反映させなどし、注意喚起を行っている。

さらに、企業行動倫理委員会での報告、定期的に開催する「不当要求防止責任者講習」や「新入社員研修」「昇格者研修」のひとつとして行う「不当要求講習」を通じ、役員および全従業員への周知徹底を行っている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

